(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
		連動機構							
加圧送水装置用予備電源の容量の状況	圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	煙感知器、複合式熱煙感知器及び熱感知器（火災知知用ヘッド等の装置を感知する。）の感知の状況	スイッチ類の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況	劣化及び損傷の状況	容量の状況	設置の状況
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は作動の状況により確認する。	(二十四)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認するため、前回の点検後に同じ方法で実施した点検の記録があり、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。
容量が不足していること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	適正な時間内に感知しないこと。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。

(二十三)	(二十四)
	総合的な作動の状況
手動作動装置	
設置の状況	ドレンチャー等の作動の状況
目視により確認する。	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法
周囲に障害物がありと、操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に存する昇降機以外の建築設備（次項において「既存建築設備」という。）については、改正後の第二号の規定は平成三十年六月一日から適用する。

3　この告示の施行の日から平成三十年五月三十一日までの間において改正後の第二号の規定の定めるところにより点検を行った既存建築設備については、前項の規定にかかわらず、同号の規定は平成三十一年六月一日から適用する。

○国土交通省告示第七百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第三項の規定に基づき、特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第三第二項各号列記以外の部分中「前項の規定は、」を削り、「構造方法とする場合には、適用しない」を「構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造とすること」に改め、同項第一号中「より行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とする」を「よる」に改め、同項第二号中「の規定に基づく構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造方法とする」を「イからニまでに定めるところによる」に改め、同項を第三第四項とし、第三第一項各号列記以外の部分中「特定天井の構造方法は、」を削り、「の基準」を「に掲げる基準」に、「ものとする」を「構造とすること」に改め、同項を第三第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

一　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合すること。

二　天井板にはせっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）―二〇一四に規定するせっこうボードをいう。）のうち厚さ九・五ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の剛性及び強度を有するものを用いること。